

Q8-5.免税等の対象項目について教えてください。

営業税には、免税となる取引の他に、適用される税率がゼロ%とされている取引があります。

主なゼロ税率適用対象は、以下のとおりです。

1. 物品の輸出
2. 輸出関係の役務
3. 台湾内で提供され、台湾外で使用される役務
4. 保税区域(政府認可の輸出加工区、科学工業園区、税関管理下の保税工場、保税倉庫など)の営業人への物品または役務の販売
5. 国際運輸およびそれに関連する船舶等の販売
6. 保税区の営業人から課税区の営業人への物品の販売のうち、課税区を経由せずに直接輸出されるもの
7. 保税区の営業人から課税区の営業人への輸出用物品の販売で、自由貿易港区事業者または税関管理課の保税倉庫または物流センターに預け入れられるもの

免税対象は、以下のとおりです。

1. 土地の売却
2. 病院などの医療サービス
3. 福祉機関などによる介護サービス
4. 学校などの教育サービス
5. 米、小麦、魚介類の販売

ゼロ税率適用の場合は、仕入税額控除が認められ、かつ還付申請も可能です。すなわち、ゼロ税率適用売上に対応する仕入にかかる仮払税額は、仕入税額控除でき、仕入税額が売上税額を上回る場合は、還付申請できます。

しかし、上記の免税取引を専門にするものに関しては、対応する仕入税額の還付は認められていません。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。